

重要事項説明書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

1 事業所の概要

事業所名	横浜市駒岡地域ケアプラザ地域包括支援センター
所在地	横浜市鶴見区駒岡4丁目28番5号
事業者指定番号	第1400100010号
管理者・連絡先	一杉 耕平 ☎ 045-570-6601
サービス提供地域	駒岡1～5丁目 ・ 梶山1～2丁目 ・ 三ッ池公園 上末吉1～5丁目・下末吉1～6丁目 獅子ヶ谷1丁目（27～32、39、41の一部、42、43、 44の一部、45～63）
併設サービス	居宅介護支援・通所介護

2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	名(兼務)
保健師または看護師	名(兼務)
主任ケアマネジャー	名(兼務)
社会福祉士	名(兼務)
ケアプランナー	名(専任)

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土曜日	日祝日
提供時間	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～17:00

（注）年末年始（12/29～1/3）を除きます。

4 （介護予防支援の内容及び利用料その他の費用の額）

介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- ① 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- ② 介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常

生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。

- (1) 運動及び移動
 - (2) 家庭生活を含む日常生活
 - (3) 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - (4) 健康管理
- ③ 利用者の課題分析の結果等を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
 - ④ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - ⑤ 当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、介護予防サービス計画とする。
 - ⑥ 当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - ⑦ 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスごとの計画書の提出を求める。
 - ⑧ 指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスごとの計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
 - ⑨ 介護予防サービス計画作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。実施状況の把握にあたっては、少なくともサービス提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価機関が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。利用者の自宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施するとともに、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
 - ⑩ 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供する。
 - ⑪ 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価する。
 - ⑫ 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申

請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

- ⑬ 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

5 当社のサービスの方針等

- ① 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
- ② 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように、公平中立な立場に立ち、介護予防ケアプランを作成すると共に、サービス事業者との連携調整を行います。また、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介及び選定理由の説明を求めることが出来ます。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。
利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えて頂き、更なる連携をはかってまいります。

6 虐待の防止

- ① 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 虐待の防止のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ⑤ 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

7 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

9 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所 お客様相談コーナー	電話番号 045-570-6601 FAX番号 045-570-6602 相談員（責任者） 所長 板山 重樹 対応時間 9:00～17:30
-------------------	---

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鶴見区役所 高齢・障害支援課	電話番号 045-510-1775 FAX番号 045-510-1897
はまふくコール（横浜市 苦情相談コールセンタ ー）	電話番号 045-263-8084 FAX番号 045-550-3615
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号 045-329-3447（直通） 利用時間 月曜日～金曜日の9:00～17:00

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

10 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	神奈川県第 号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

1.1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 横浜鶴声会
代表者名	理事長 晝間 靖裕
本社所在地・電話	横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号 045-583-1833
業務の概要	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所事業 指定通所介護支援事業、指定居宅介護支援事業 地域包括支援センター、保育所
事業所数	3ヶ所

※ 事業概要

獅子ヶ谷に昭和58年1月特別養護老人ホームやまゆりホームを開所し、同59年9月に老人短期入所事業、平成4年4月に老人デイサービス事業、同10年9月に在宅介護支援センター、同11年9月に居宅介護支援事業を展開しています。

平成14年3月には横浜市駒岡地域ケアプラザの管理運営を横浜市から受託し、同18年4月から指定管理者として運営しています。

横浜市駒岡地域ケアプラザエリアにある3棟の市営住宅等における生活援助員派遣事業を平成21年4月に横浜市から受託し運営しています。

平成25年4月に獅子ヶ谷にえみ保育園を開園しています。

【 説明確認欄 】

20 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 横浜鶴声会

事業所 横浜市駒岡地域ケアプラザ地域包括支援センター

説明者 (第 1400100010 号) 印

(業務委託先居宅介護支援事業者) 所在地

事業所名

担当ケアマネジャー

(介護支援専門員番号)

※ 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意して交付を受けました。

利用者 氏 名 印

代理人又は立会人 氏 名 印